

議案第49号

飯能市税条例等の一部を改正する条例（案）

（飯能市税条例の一部改正）

第1条 飯能市税条例（昭和25年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第29条の2中第8項を第9項とし、第7項を第8項とし、第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 第1項又は第5項の場合において、前年において支払を受けた給与で所得税法第190条の規定の適用を受けたものを有する者で市内に住所を有するものが、第1項の申告書を提出するときは、法第317条の2第1項各号に掲げる事項のうち施行規則で定めるものについては、施行規則で定める記載によることができる。

第29条の3の2の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中「同項の」を「同項に規定する」に改め、同項中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 当該給与所得者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨

第29条の3の3の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中「第203条の5第1項」を「第203条の6第1項」に改め、「ならない者」の次に「又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であって、扶養親族（控除対象扶養親族を除く。）を有する者若しくは単身児童扶養者である者」を加え、「同項の」を「所得税法第203条の6第1項に規定する」に、「同項に規定する公的年金等」を「公的年金等」に改め、同項中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 当該公的年金等受給者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨

第29条の3の3第2項中「第203条の5第2項」を「第203条の6第2項」に改め、同条第4項中「第203条の5第5項」を「第203条の6第6項」に改める。

第29条の4第1項中「によって」を「により」に、「同条第7項」を「同条第8項」に、「第8項」を「第9項」に、「においては」を「には」に改める。

附則第11条の3に次の3項を加える。

- 2 県知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が法第446条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）又は法第451条第1項若しくは第2項（これらの規定を同条第4項において準用する場合を含む。）の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。
- 3 県知事は、当分の間、第1項の規定により賦課徴収を行う軽自動車税の環境性能割につき、その納付すべき額について不足額があることを附則第11条の5の規定により読み替えられた第70条の5第1項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る3輪以上の軽自動車について法附則第29条の11の規定によりその例によることとされた法第161条第1項に規定する申告書を提出すべき当該3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、軽自動車税の環境性能割に関する規定を適用する。
- 4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

附則第11条の3を附則第11条の3の2とし、附則第11条の2の次に次の1条を加える。

（軽自動車税の環境性能割の非課税）

第11条の3 法第451条第1項第1号（同条第4項において準用する場

合を含む。)に掲げる3輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下この条において同じ。)に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間(附則第11条の7第3項において「特定期間」という。)に行われたときに限り、第69条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

附則第11条の7に次の1項を加える。

- 3 自家用の3輪以上の軽自動車であって乗用のものに対する第70条の3(第2号に係る部分に限る。)及び前項の規定の適用については、当該軽自動車の取得が特定期間に行われたときに限り、これらの規定中「100分の2」とあるのは、「100分の1」とする。

附則第12条中「附則第30条」を「附則第30条第1項」に改め、「指定」の次に「(次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。)」を加え、同条に次の3項を加える。

- 2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第71条の規定の適用については、当該軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(i)	3,900円	1,000円
第2号ア(ii)a	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
第2号ア(ii)b	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

- 3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車(以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。)のうち3輪以上のものに対する第71条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分

の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(ⅰ)	3,900円	2,000円
第2号ア(ⅱ) a	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
第2号ア(ⅱ) b	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

- 4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げるガソリン軽自動車のうち3輪以上のもの（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第71条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(ⅰ)	3,900円	3,000円
第2号ア(ⅱ) a	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
第2号ア(ⅱ) b	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

附則第12条の2を次のように改める。

（軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例）

- 第12条の2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2 市長は、納付すべき軽自動車税の種別割の額について不足額があることを第72条第2項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税の種別割に関する規定（第75条及び第76条の規定を除く。）を適用する。

3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

第2条 飯能市税条例の一部を次のように改正する。

第17条第1項第2号中「又は寡夫」を「、寡夫又は単身児童扶養者」に改める。

附則第12条第1項中「第4項」を「第5項」に改め、同条に次の1項を加える。

5 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車のうち、自家用の乗用のものに対する第71条の規定の適用については、当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第12条の2第1項中「第4項」を「第5項」に改める。

（飯能市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第3条 飯能市税条例等の一部を改正する条例（平成29年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第1条のうち飯能市税条例附則第11条の2の次に5条を加える改正規定（同条例附則第11条の7第2項に係る部分に限る。）中「については」の次に「、当分の間」を加える。

第2条のうち飯能市税条例附則第12条第1項の改正規定中「初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」を「最初の法第444条第3項に規定する」を「平成18年3月31日までに初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた法附則第30条第1項」を「法附則第30条」に、「平成31年度分」を「当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分」に改める。

第4条 飯能市税条例等の一部を改正する条例（平成30年条例第23号）の一部を次のように改正する。

第1条のうち、飯能市税条例第33条の7第1項の改正規定中「及び第11項」を「、第11項及び第13項」に改め、同条に3項を加える改正規定中「3項」を「8項」に改め、同改正規定（同条第10項に係る部分に限る。）中「次項」の次に「及び第12項」を加え、「その他施行規則で定める方法」を削り、同改正規定（同条第12項に係る部分に限る。）中「申告は、」の次に「申告書記載事項が」を加え、同改正規定に次のように加える。

13 第10項の内国法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することができると認められる場合において、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することについて市長の承認を受けたときは、当該市長が指定する期間内に行う同項の申告については、前3項の規定は、適用しない。法人税法第75条の4第2項の申請書を同項に規定する納税地の所轄税務署長に提出した第10項の内国法人が、当該税務署長の承認を受け、又は当該税務署長の却下の処分を受けていない旨を記載した施行規則で定める書類を、納税申告書の提出期限の前日までに、又は納税申告書に添付して当該提出期限までに、市長に提出した場合における当該税務署長が指定する期間内に行う同項の申告についても、同様とする。

- 14 前項前段の承認を受けようとする内国法人は、同項前段の規定の適用を受けることが必要となった事情、同項前段の規定による指定を受けようとする期間その他施行規則で定める事項を記載した申請書に施行規則で定める書類を添付して、当該期間の開始の日の15日前までに、これを市長に提出しなければならない。
- 15 第13項の規定の適用を受けている内国法人は、第10項の申告につき第13項の規定の適用を受けることをやめようとするときは、その旨その他施行規則で定める事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。
- 16 第13項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第321条の8第51項の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の第13項前段の期間内に行う第10項の申告については、第13項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。
- 17 第13項後段の規定の適用を受けている内国法人につき、第15項の届出書の提出又は法人税法第75条の4第3項若しくは第6項（同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。）の処分があったときは、これらの届出書の提出又は処分があった日の翌日以後の第13項後段の期間内に行う第10項の申告については、第13項後段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項後段の書類を提出したときは、この限りでない。

附則第1条第4号中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改め、同条第5号中「3項を」を「8項を」に、「平成32年4月1日」を「令和2年4月1日」に改め、同条第6号中「平成32年10月1日」を「令和2年10月1日」に改め、同条第7号中「平成33年1月1日」を「令和3年1月1日」に改め、同条第8号中「平成33年10月1日」を「令和3年10月1日」に改め、同条第9号中「平成34年10月1日」を「令和4年10月1日」に改める。

附則第2条第3項中「第12項」を「第17項」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条（次号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第4条の規定 令和元年10月1日

(2) 第1条中飯能市税条例第29条の2中第8項を第9項とし、第7項を第8項とし、第6項を第7項とし、第5項の次に1項を加える改正規定並びに第29条の3の2、第29条の3の3及び第29条の4第1項の改正規定並びに次条の規定 令和2年1月1日

(3) 第2条中飯能市税条例第17条の改正規定及び附則第3条の規定 令和3年1月1日

(4) 第2条（前号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第5条の規定 令和3年4月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 前条第2号に掲げる規定による改正後の飯能市税条例（以下「2年新条例」という。）第29条の2第6項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後に令和2年度以後の年度分の個人の市民税に係る申告書を提出する場合について適用し、同日前に当該申告書を提出した場合及び同日以後に令和元年度分までの個人の市民税に係る申告書を提出する場合については、なお従前の例による。

2 2年新条例第29条の3の2第1項（第3号に係る部分に限る。）の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき飯能市税条例第29条の2第1項に規定する給与について提出する2年新条例第29条の3の2第1項及び第2項に規定する申告書について適用する。

3 2年新条例第29条の3の3第1項の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき所得税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第6号）第1条の規定による改正後の所得税法（昭和40年法律第33号。以下「新所得税法」という。）第203条の6第1項に規定する公的年金等（新所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）について提出する2年新条例第29条の3の3第1項に規定する申告書について適用する。

第3条 附則第1条第3号に掲げる規定による改正後の飯能市税条例第17条第1項（第2号に係る部分に限る。）の規定は、令和3年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和2年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第4条 次項に定めるものを除き、附則第1条第1号に掲げる規定による改正後の飯能市税条例（以下「元年10月新条例」という。）の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。

2 元年10月新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和2年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用する。

第5条 附則第1条第4号に掲げる規定による改正後の飯能市税条例の規定は、令和3年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和2年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

令和元年6月7日提出

飯能市長 大久保 勝

飯能市税条例新旧対照表（第1条関係）

改正後	改正前
（市民税の申告） 第29条の2 省略 2～5 省略 6 第1項又は第5項の場合において、前 <u>年において支払を受けた給与で所得税法</u> <u>第190条の規定の適用を受けたものを</u> <u>有する者で市内に住所を有するものが、</u> <u>第1項の申告書を提出するときは、法第</u> <u>317条の2第1項各号に掲げる事項の</u> <u>うち施行規則で定めるものについては、</u> <u>施行規則で定める記載によることができ</u> <u>る。</u> 7 省略 8 省略 9 省略 （個人の市民税に係る給与所得者の<u>扶養</u> <u>親族等申告書</u>） 第29条の3の2 所得税法第194条第 1項の規定により同項に規定する申告書 を提出しなければならない者（以下この 条において「給与所得者」という。）で 市内に住所を有するものは、当該申告書 の提出の際に經由すべき<u>同項に規定する</u> 給与等の支払者（以下この条において「給 与支払者」という。）から毎年最初に給 与の支払を受ける日の前日までに、施行 規則で定めるところにより、次に掲げる 事項を記載した申告書を、当該給与支払 者を經由して、市長に提出しなければな	（市民税の申告） 第29条の2 省略 2～5 省略 6 省略 7 省略 8 省略 （個人の市民税に係る給与所得者の<u>扶養</u> <u>親族申告書</u>） 第29条の3の2 所得税法第194条第 1項の規定により同項に規定する申告書 を提出しなければならない者（以下この 条において「給与所得者」という。）で 市内に住所を有するものは、当該申告書 の提出の際に經由すべき<u>同項の給与等の</u> 支払者（以下この条において「給与支払 者」という。）から毎年最初に給与の支 払を受ける日の前日までに、施行規則で 定めるところにより、次に掲げる事項を 記載した申告書を、当該給与支払者を經 由して、市長に提出しなければならない。

らない。

(1)～(2) 省略

(3) 当該給与所得者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨

(4) 省略

2～5 省略

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)

第29条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であって、扶養親族（控除対象扶養親族を除く。）を有する者若しくは単身児童扶養者である者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1)～(2) 省略

(3) 当該公的年金等受給者が単身児童扶

(1)～(2) 省略

(3) 省略

2～5 省略

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)

第29条の3の3 所得税法第203条の5第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項の公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に同項に規定する公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1)～(2) 省略

養者に該当する場合には、その旨

(4) 省略

2 前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を経由して提出した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の6第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出することができる。

3 省略

4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が所得税法第203条の6第6項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

5 省略

(市民税に係る不申告に関する過料)

(3) 省略

2 前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を経由して提出した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の5第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出することができる。

3 省略

4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が所得税法第203条の5第5項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

5 省略

(市民税に係る不申告に関する過料)

第 29 条の 4 市民税の納税義務者が第 29 条の 2 第 1 項、第 2 項若しくは第 3 項の規定により提出すべき申告書を正当な理由がなくて提出しなかった場合又は同条第 8 項若しくは第 9 項の規定により申告すべき事項について正当な理由がなくて申告をしなかった場合には、その者に対し、10 万円以下の過料を科する。

2 ～ 3 省略

附 則

(軽自動車税の環境性能割の非課税)

第 11 条の 3 法第 451 条第 1 項第 1 号

(同条第 4 項において準用する場合を含む。)に掲げる 3 輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下この条において同じ。)に対しては、当該 3 輪以上の軽自動車の取得が令和元年 10 月 1 日から令和 2 年 9 月 30 日までの間(附則第 11 条の 7 第 3 項において「特定期間」という。)に行われたときに限り、第 69 条第 1 項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第 11 条の 3 の 2 省略

2 県知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、3 輪以上の軽自動車が法第 446 条第 1 項(同条第 2 項において準用する場合を含む。)又は法第 451 条第

第 29 条の 4 市民税の納税義務者が第 29 条の 2 第 1 項、第 2 項若しくは第 3 項の規定によって提出すべき申告書を正当な理由がなくて提出しなかった場合又は同条第 7 項若しくは第 8 項の規定によって申告すべき事項について正当な理由がなくて申告をしなかった場合においては、その者に対し、10 万円以下の過料を科する。

2 ～ 3 省略

附 則

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第 11 条の 3 省略

1項若しくは第2項（これらの規定を同条第4項において準用する場合を含む。）の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

3 県知事は、当分の間、第1項の規定により賦課徴収を行う軽自動車税の環境性能割につき、その納付すべき額について不足額があることを附則第11条の5の規定により読み替えられた第70条の5第1項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る3輪以上の軽自動車について法附則第29条の11の規定によりその例によることとされた法第161条第1項に規定する申告書を提出すべき当該3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、軽自動車税の環境性能割に

関する規定を適用する。

- 4 前項の規定の適用がある場合における
納付すべき軽自動車税の環境性能割の額
は、同項の不足額に、これに100分の
10の割合を乗じて計算した金額を加算
した金額とする。

(軽自動車税の環境性能割の税率の特
例)

第11条の7 省略

2 省略

- 3 自家用の3輪以上の軽自動車であって
乗用のものに対する第70条の3(第2
号に係る部分に限る。)及び前項の規定の
適用については、当該軽自動車の取得が
特定期間に行われたときに限り、これら
の規定中「100分の2」とあるのは、
「100分の1」とする。

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

第12条 法附則第30条第1項に規定す
る3輪以上の軽自動車に対する当該軽自
動車が最初の法第444条第3項に規定
する車両番号の指定(次項から第4項ま
でにおいて「初回車両番号指定」という。)
を受けた月から起算して14年を経過し
た月の属する年度以後の年度分の軽自動
車税の種別割に係る第71条の規定の適
用については、当分の間、次の表の左欄
に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲
げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲
げる字句とする。

省略

- 2 法附則第30条第2項第1号及び第2

(軽自動車税の環境性能割の税率の特
例)

第11条の7 省略

2 省略

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

第12条 法附則第30条に規定する3輪
以上の軽自動車に対する当該軽自動車
が最初の法第444条第3項に規定する車
両番号の指定を受けた月から起算して
14年を経過した月の属する年度以後の
年度分の軽自動車税の種別割に係る第
71条の規定の適用については、当分の
間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中
同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同
表の右欄に掲げる字句とする。

省略

号に掲げる 3 輪以上の軽自動車に対する第 7 1 条の規定の適用については、当該軽自動車が平成 3 1 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 3 1 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 2 年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 3 1 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 3 年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 2 号ア (i)	3, 9 0 0 円	1, 0 0 0 円
第 2 号ア (ii)	6, 9 0 0 円	1, 8 0 0 円
a	10, 8 0 0 円	2, 7 0 0 円
第 2 号ア (ii)	3, 8 0 0 円	1, 0 0 0 円
b	5, 0 0 0 円	1, 3 0 0 円

3 法附則第 3 0 条第 3 項第 1 号及び第 2

号に掲げる法第 4 4 6 条第 1 項第 3 号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）のうち 3 輪以上のものに対する第 7 1 条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が平成 3 1 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 3 1 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 2 年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 3 1 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 3 年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表

の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(Ⅰ)	3,900円	2,000円
第2号ア(Ⅱ)	6,900円	3,500円
a	10,800円	5,400円
第2号ア(Ⅲ)	3,800円	1,900円
b	5,000円	2,500円

4 法附則第30条第4項第1号及び第2

号に掲げるガソリン軽自動車のうち3輪以上のもの（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第71条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車
が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車
が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる
同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(Ⅰ)	3,900円	3,000円
第2号ア(Ⅱ)	6,900円	5,200円
a	10,800円	8,100円
第2号ア(Ⅲ)	3,800円	2,900円
b	5,000円	3,800円

（軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例）

第12条の2 市長は、軽自動車税の種別 第12条の2 削除

割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車
が前条第2項から第4項までの規定の
適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当
するかどうかの判断をするときは、国土
交通大臣の認定等（法附則第30条の2
第1項に規定する国土交通大臣の認定等
をいう。次項において同じ。）に基づき当
該判断をするものとする。

2 市長は、納付すべき軽自動車税の種別
割の額について不足額があることを第
72条第2項の納期限（納期限の延長が
あったときは、その延長された納期限）
後において知った場合において、当該事
実が生じた原因が、国土交通大臣の認定
等の申請をした者が偽りその他の不正の手
段（当該申請をした者に当該申請に必要な
情報を直接又は間接に提供した者の偽
りその他の不正の手段を含む。）により国土
交通大臣の認定等を受けたことを事由と
して国土交通大臣が当該国土交通大臣の
認定等を取り消したことによるものであ
るときは、当該申請をした者又はその一
般承継人を賦課期日現在における当該不
足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者
とみなして、軽自動車税の種別割に関す
る規定（第75条及び第76条の規定を
除く。）を適用する。

3 前項の規定の適用がある場合における
納付すべき軽自動車税の種別割の額は、
同項の不足額に、これに100分の10
の割合を乗じて計算した金額を加算した

金額とする。

[illegible]

飯能市税条例新旧対照表（第2条関係）

改正後	改正前
（個人の市民税の非課税の範囲） 第17条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては市民税（第2号に該当する者にあつては、第36条の2の規定により課する所得割（以下「分離課税に係る所得割」という。）を除く。）を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。 (1) 省略 (2) 障害者、未成年者、寡婦、<u>寡夫又は単身児童扶養者</u>（これらの者の前年の合計所得金額が135万円を超える場合を除く。） 2 省略 附 則 （軽自動車税の種別割の税率の特例） 第12条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定（次項から<u>第5項</u>までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第71条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。 省略	（個人の市民税の非課税の範囲） 第17条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては市民税（第2号に該当する者にあつては、第36条の2の規定により課する所得割（以下「分離課税に係る所得割」という。）を除く。）を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。 (1) 省略 (2) 障害者、未成年者、寡婦<u>又は寡夫</u>（これらの者の前年の合計所得金額が135万円を超える場合を除く。） 2 省略 附 則 （軽自動車税の種別割の税率の特例） 第12条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定（次項から<u>第4項</u>までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第71条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。 省略

2～4 省略 5 <u>法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車のうち、自家用の乗用のものに対する第71条の規定の適用については、当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u> (軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例) 第12条の2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が前条第2項から<u>第5項</u>までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。 2～3 省略	2～4 省略 (軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例) 第12条の2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が前条第2項から<u>第4項</u>までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。 2～3 省略
---	---

飯能市税条例等の一部を改正する条例新旧対照表（第3条関係）

改正後	改正前
（飯能市税条例の一部改正） 第1条 飯能市税条例（昭和25年条例第16号）の一部を次のように改正する。 省略 附則第11条の2の次に次の5条を加える。 省略 （軽自動車税の環境性能割の税率の特例） 第11条の7 省略 2 自家用の3輪以上の軽自動車に対する第70条の3（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、<u>当分の間</u>、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。 省略 第2条 飯能市税条例の一部を次のように改正する。 附則第12条の見出し中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同条第1項中「<u>平成18年3月31日までに初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた法附則第30条第1項を「法附則第30条」に、「平成31年度分」を「当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過</u>	（飯能市税条例の一部改正） 第1条 飯能市税条例（昭和25年条例第16号）の一部を次のように改正する。 省略 附則第11条の2の次に次の5条を加える。 省略 （軽自動車税の環境性能割の税率の特例） 第11条の7 省略 2 自家用の3輪以上の軽自動車に対する第70条の3（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。 省略 第2条 飯能市税条例の一部を次のように改正する。 附則第12条の見出し中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同条第1項中「<u>初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による</u>」を「<u>最初の法第444条第3項に規定する</u>」に改め、「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同項の表を次のように改める。

した月の属する年度以後の年度分」に改め、「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同項の表を次のように改める。

省略

省略

省略

省略

飯能市税条例等の一部を改正する条例新旧対照表（第４条関係）

改正後	改正前
（飯能市税条例の一部改正） 第１条 飯能市税条例（昭和２５年条例第１６号）の一部を次のように改正する。 省略 第３３条の７第１項中「による申告書」の次に「（第１０項、<u>第１１項及び第１３項</u>において「納税申告書」という。）」を加え、同条に次の<u>８項</u>を加える。 １０ 法第３２１条の８第４２項に規定する特定法人である内国法人は、第１項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第４２項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（次項及び<u>第１２項</u>において「申告書記載事項」という。）を、法第７６２条第１号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構（第１２項において「機構」という。）を経由して行う方法により市長に提供することにより、行わなければならない。 省略 １２ 第１０項の規定により行われた同項の申告は、<u>申告書記載事項が</u>法第７６２条第１号の機構の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備え	（飯能市税条例の一部改正） 第１条 飯能市税条例（昭和２５年条例第１６号）の一部を次のように改正する。 省略 第３３条の７第１項中「による申告書」の次に「（第１０項<u>及び第１１項</u>において「納税申告書」という。）」を加え、同条に次の<u>３項</u>を加える。 １０ 法第３２１条の８第４２項に規定する特定法人である内国法人は、第１項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第４２項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（次項において「申告書記載事項」という。）を、法第７６２条第１号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構（第１２項において「機構」という。）を経由して行う方法<u>その他施行規則で定める方法</u>により市長に提供することにより、行わなければならない。 省略 １２ 第１０項の規定により行われた同項の申告は、法第７６２条第１号の機構の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルへの

られたファイルへの記録がされた時に同項に規定する市長に到達したものとみなす。

記録がされた時に同項に規定する市長に到達したものとみなす。

1 3 第10項の内国法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することができると認められる場合において、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することについて市長の承認を受けたときは、当該市長が指定する期間内に行う同項の申告については、前3項の規定は、適用しない。法人税法第75条の4第2項の申請書を同項に規定する納税地の所轄税務署長に提出した第10項の内国法人が、当該税務署長の承認を受け、又は当該税務署長の却下の処分を受けていない旨を記載した施行規則で定める書類を、納税申告書の提出期限の前日までに、又は納税申告書に添付して当該提出期限までに、市長に提出した場合における当該税務署長が指定する期間内に行う同項の申告についても、同様とする。

1 4 前項前段の承認を受けようとする内国法人は、同項前段の規定の適用を受けることが必要となった事情、同項前段の規定による指定を受けようとする期間その他施行規則で定める事項を

記載した申請書に施行規則で定める書類を添付して、当該期間の開始の日の15日前までに、これを市長に提出しなければならない。

15 第13項の規定の適用を受けている内国法人は、第10項の申告につき第13項の規定の適用を受けることをやめようとするときは、その旨その他施行規則で定める事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。

16 第13項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第321条の8第51項の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の第13項前段の期間内に行う第10項の申告については、第13項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。

17 第13項後段の規定の適用を受けている内国法人につき、第15項の届出書の提出又は法人税法第75条の4第3項若しくは第6項（同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。）の処分があったときは、これらの届出書の提出又は処分があった日の翌日以後の第13項後段の期間内に行う第10項の申告については、第13項後段の規定は適用しない。ただ

し、当該内国法人が、同日以後新たに同項後段の書類を提出したときは、この限りでない。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日（以下「公布日」という。）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1)～(3) 省略

(4) 第2条中飯能市税条例第81条第3項の改正規定 令和元年10月1日

(5) 第1条中飯能市税条例第16条第1項及び第3項並びに第33条の7第1項の改正規定並びに同条に8項を加える改正規定並びに次条第3項の規定 令和2年4月1日

(6) 第3条並びに附則第8条及び第9条の規定 令和2年10月1日

(7) 第1条中飯能市税条例第17条第1項第2号の改正規定、同条第2項の改正規定（第2号に掲げる改正規定を除く。）並びに同条例第27条の2及び第27条の6の改正規定並びに同条例附則第1条の4の改正規定並びに次条第2項の規定 令和3年1月1日

(8) 第4条並びに附則第10条及び第11条の規定 令和3年10月1日

(9) 第5条の規定 令和4年10月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 省略

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日（以下「公布日」という。）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1)～(3) 省略

(4) 第2条中飯能市税条例第81条第3項の改正規定 平成31年10月1日

(5) 第1条中飯能市税条例第16条第1項及び第3項並びに第33条の7第1項の改正規定並びに同条に3項を加える改正規定並びに次条第3項の規定 平成32年4月1日

(6) 第3条並びに附則第8条及び第9条の規定 平成32年10月1日

(7) 第1条中飯能市税条例第17条第1項第2号の改正規定、同条第2項の改正規定（第2号に掲げる改正規定を除く。）並びに同条例第27条の2及び第27条の6の改正規定並びに同条例附則第1条の4の改正規定並びに次条第2項の規定 平成33年1月1日

(8) 第4条並びに附則第10条及び第11条の規定 平成33年10月1日

(9) 第5条の規定 平成34年10月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 省略

2 省略 3 第1条の規定による改正後の飯能市税条例（以下「新条例」という。）第16条第1項及び第3項並びに第33条の7第10項から第17項までの規定は、前条第5号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。	2 省略 3 第1条の規定による改正後の飯能市税条例（以下「新条例」という。）第16条第1項及び第3項並びに第33条の7第10項から第12項までの規定は、前条第5号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。
---	---

- 3 平成二十九年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に新たに取得された旧法附則第十五条第一項に規定する設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 4 平成二十三年改正法の施行の日の翌日から平成三十一年三月三十一日までの間に新たに製造された旧法附則第十五条第十六項に規定する車両に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 5 平成二十七年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に新たに取得された旧法附則第十五条第三十三項に規定する機械類に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 6 平成二十八年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に新設された旧法附則第十五条第四十一項に規定する設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 7 施行日から附則第一条第十一号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における新法附則第十七条の二第五項の表附則第十五条第十三項、第二十項、第二十三項、第二十四項、第二十七項、第四十三項から第四十五項まで及び第四十八項から第五十項まで、第十五条の二第二項並びに第十五条の三の項の規定の適用については、これらの規定中「及び第四十八項から第五十項まで」とあるのは、「第四十八項及び第四十九項」とする。
- （軽自動車税に関する経過措置）
- 第十七条 新法の規定中軽自動車税に関する部分は、平成三十一年度分の軽自動車税について適用し、平成三十年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。
- 2 前項の規定によりなお従前の例によることとされた旧法附則第五十七條第五項、第七項又は第九項の規定により納税義務を免除される平成二十九年度分及び平成三十年度分の軽自動車税に係る地方団体の徴収金に係る同条第十項の規定による還付又は同条第十一項の規定による充当については、なお従前の例による。
- 第十八条 別段の定めがあるものを除き、三十一年十月新法の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。
- 2 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日以後最初に行う地方税法第四百四十六條第三項の規定による見直しは、同項の規定にかかわらず、平成三十三年四月一日以後に同条第一項又は第二項の規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車の範囲について行うものとする。
- 3 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日以後最初に行う地方税法第四百五十一條第五項の規定による見直しは、同項の規定にかかわらず、平成三十三年四月一日以後に同条第一項から第四項までの規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車の範囲について行うものとする。
- 4 三十一年十月新法の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、平成三十二年以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用する。
- 5 旧自動車持出困難区域のうち、初回指定旧自動車持出困難区域については、平成二十三年三月三十一日までの間に新法附則第五十三條の二第二項第一号の規定による自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があった日とみなして、三十一年十月新法附則第五十七條第二項及び第三項並びに第五十八條第四項から第九項まで及び第十三項の規定を適用する。
- 6 旧自動車持出困難区域のうち、初回指定旧自動車持出困難区域以外の区域については、当該区域に係る二十八年旧法附則第五十二條第二項第一号の規定による旧自動車持出困難区域を指定する旨の公示があった日とみなして、三十一年十月新法附則第五十三條の二第二項第一号の規定による自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があった日とみなして、三十一年十月新法附則第五十七條第二項及び第三項並びに第五十八條第四項から第九項まで及び第十三項の規定を適用する。
- 7 旧自動車持出困難区域のうち、平成二十八年改正法附則第一条第五号の四に掲げる規定の施行の日の前日までに二十八年旧法附則第五十二條第二項第二号の規定による旧自動車持出困難区域の指定を解除する旨の公示があった区域については、当該旧自動車持出困難区域の指定を解除する旨の公示があった日を三十一年十月新法附則第五十三條の二第二項第二号の規定による自動車等持出困難区域の指定を解除する旨の公示があった日とみなして、三十一年十月新法附則第五十七條第二項（第二号に係る部分に限る。）の規定を適用する。
- 第十九条 附則第一条第六号に掲げる規定による改正後の地方税法の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、平成三十三年以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、平成三十二年分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。
- （事業所税に関する経過措置）
- 第二十條 新法第七百一条の四第一第二項の規定は、施行日以後に終了する事業年度分の法人の事業及び平成三十一年以後の年分の個人の事業（施行日前に廃止された個人の事業を除く。）に対して課すべき事業所税について適用し、施行日前に終了した事業年度分の法人の事業並びに平成三十一年前の年分の個人の事業及び平成三十一年分の個人の事業で施行日前に廃止されたものに対して課する事業所税については、なお従前の例による。
- （都市計画税に関する経過措置）
- 第二十一条 新法の規定中都市計画税に関する部分は、平成三十一年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成三十年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。
- （地方揮発油譲与税法の一部改正に伴う経過措置）
- 第二十二条 第六條の規定による改正後の地方揮発油譲与税法（次項において「新地方揮発油譲与税法」という。）の規定は、附則第一条第九号に掲げる規定の施行の日以後に収納される地方揮発油譲与税に係る地方揮発油譲与税について適用し、同日前に収納された地方揮発油譲与税に係る地方揮発油譲与税については、なお従前の例による。
- 2 新地方揮発油譲与税法第二条第一項及び第七項並びに第三条第一項の規定により譲与すべき地方揮発油譲与税に係る新地方揮発油譲与税法第四条第一項の規定の適用については、平成四十六年度分の地方揮発油譲与税に限り、同項（を、同条第七項）とあるのは「（平成四十六年六月に譲与すべきものについては、同表六月の項の下欄に掲げる額のうち、同年三月における収納に係る額の百分の五十八に相当する額と同年四月及び五月の収納に係る額の千分の五百四十八に相当する額との合算額）を、同条第七項」とし、（前条第一項）とあるのは「（同年六月に譲与すべきものについては、同表六月の項の下欄に掲げる額のうち、同年四月及び五月の収納に係る額の千分の五十五に相当する額）を、前条第一項」とし、（同条第一項）とあるのは「（同年六月に譲与すべきものについては、同表六月の項の下欄に掲げる額のうち、同年三月における収納に係る額の百分の四十二に相当する額と同年四月及び五月の収納に係る額の千分の三百九十七に相当する額との合算額）を譲与する」とする。
- （自動車重量税と税法の一部改正に伴う経過措置）
- 第二十三条 第七條の規定による改正後の自動車重量税と税法（次項から第五項までにおいて「平成三十一年新自動車重量税と税法」という。）の規定は、施行日以後に収納される自動車重量税に係る自動車重量税と税について適用し、施行日前に収納された自動車重量税に係る自動車重量税と税については、なお従前の例による。
- 2 平成三十一年新自動車重量税と税法第二条第一項の規定により譲与すべき自動車重量税と税に係る平成三十一年新自動車重量税と税法第三条第一項の規定の適用については、平成三十一年度分の自動車重量税と税に限り、同項（額を）とあるのは「額（平成三十一年六月に譲与すべきものについては、同表六月の項の下欄に掲げる額のうち、同年三月及び三月の収納に係る額に相当する額と同年四月における収納に係る額の三百四十八分の三百二十三に相当する額との合算額）を」とし、同項の表六月の項中「当該年度の初日の属する年の二月から四月までの間の」とあるのは「（平成三十一年二月及び三月の収納に係る自動車重量税の収入額の三分の一に相当する額と同年四月における）と（相当する額）とあるのは「相当する額との合算額」とする。

第三百十四条の七第一項	を支出し、当該特例控除対象寄附金	又は第一号に掲げる寄附金(平成三十一年六月一日前に支出したものに限る)を支出し、これらの寄附金
第三百十四条の七第十一項	特例控除対象寄附金の額	特例控除対象寄附金の額及び第一号寄附金(平成三十一年六月一日前に支出したものに限る)の額
附則第五条の五第二項	特例控除対象寄附金の額	特例控除対象寄附金の額及び同条第一項第一号に掲げる寄附金(平成三十一年六月一日前に支出したものに限る)の額
附則第五条の七第二項	に特例控除対象寄附金	支出したものに限る。」
附則第七条の二第四項	特例控除対象寄附金	と、「(限る。)」とあるのは「限り、租税特例措置法第四十五条第一項の規定の適用を受けた同項に規定する利子等の金額のうち当該寄附金の支出に充てられたものとして政令で定めるところにより計算した金額に相当する部分を除く。」とする
	特例控除対象寄附金	特例控除対象寄附金又は同条第一項第一号に掲げる寄附金(平成三十一年六月一日前に支出したものに限る)の額
	送付	送付又は地方税法等の一部を改正する法律(平成三十一年法律第二号)附則第十三条第七項の規定によりなお従前の例によることとされる同法第一条の規定による改正前の地方税法附則第七条第十二項の規定による同条第八項に規定する申告特例通知書の送付
4	新法第三百十四条の七第二項及び第九項の規定は、市町村民税の所得割の納税義務者が附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日以後に支出する新法第三百十四条の七第一項第一号に掲げる寄附金について適用する。	
5	新法第三百十四条の七第二項の規定による指定を受けようとする都道府県、市町村又は特別区、次項において「都道府県等」というのは、附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日以前においても、新法第三百十四条の七第三項の規定の例により、同項に規定する申出書を提出することができる。	
6	総務大臣は、前項の規定により新法第三百十四条の七第三項に規定する申出書の提出があった場合には、附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日以前においても、新法第三百十四条の七第二項、第七項、第八項及び第十項の規定の例により、同条第二項の規定による指定、同条第七項の規定による告示及び同条第八項の規定による地方財政審議会からの意見の聴取をすることができ、この場合において、その指定を受けた都道府県等は、同日において同条第二項の規定による指定を受けたものとみなす。	
7	新法附則第七条第八項から第十三項までの規定は、市町村民税の所得割の納税義務者が附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日以後に支出する新法第三百十四条の七第二項に規定する特例控除対象寄附金について適用し、市町村民税の所得割の納税義務者が同日前に支出した旧法第三百十四条の七第一項第一号に掲げる寄附金については、なお従前の例による。この場合において、市町村	民税の所得割の納税義務者が附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日から平成三十一年十二月三十一日までの間に支出する新法第三百十四条の七第二項に規定する特例控除対象寄附金に係る新法附則第七条第九項及び第十三項の規定の適用については、同条第九項中「を行う」とあるのは「又は地方税法等の一部を改正する法律(平成三十一年法律第二号)第一条の規定による改正前の地方税法附則第七条第九項に規定する申告特例の求めを行う」と、同条第十三項第三号中「特例控除対象寄附金」とあるのは「特例控除対象寄附金又は第三百十四条の七第一項第一号に掲げる寄附金(平成三十一年六月一日前に支出したものに限る。)」と、「送付した」とあるのは「送付し、又は地方税法等の一部を改正する法律(平成三十一年法律第二号)第一条の規定による改正前の地方税法附則第七条第十二項の規定により同条第八項に規定する申告特例通知書を送付した」とし、市町村民税の所得割の納税義務者が同年一月一日から同年五月三十一日までの間に支出した旧法第三百十四条の七第一項第一号に掲げる寄附金に係る旧法附則第七条第十三項の規定の適用については、同項第三号中「送付した」とあるのは「送付し、又は地方税法等の一部を改正する法律(平成三十一年法律第二号)第一条の規定による改正後の地方税法附則第七条第十二項の規定により同条第八項に規定する申告特例通知書を送付した」とする。
8	次に定めるものを除き、新法の規定中法人の市町村民税に関する部分は、施行日以後に開始する事業年度の法人の市町村民税及び施行日以後に開始する連結事業年度の法人の市町村民税について適用し、施行日前に開始した事業年度の法人の市町村民税及び施行日前に開始した連結事業年度の法人の市町村民税については、なお従前の例による。	
9	新法附則第七条の五(法人の市町村民税に係る部分に限る)の規定は、施行日以後に終了する事業年度の法人の市町村民税について適用する。	
10	新法第三百十七条の二第六項の規定は、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日以後に平成三十二年以後の年度分の個人の市町村民税に係る申告書を提出する場合について適用し、同日以前に当該申告書を提出した場合及び同日以後に平成三十一年度分までの個人の市町村民税に係る申告書を提出する場合については、なお従前の例による。	
11	三十二年新法第三百十七条の三の二第二項(第三号に係る部分に限る)の規定は、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき三十二年新法第三百十七条の二第一項に規定する給与について提出する三十二年新法第三百十七条の三の二第二項及び第二項に規定する申告書について適用する。	
12	三十二年新法第三百十七条の三の三第一項の規定は、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき新所得税法第二百三条の六第一項に規定する公的年金等(新所得税法第二百三条の七の規定の適用を受けるものを除く)について提出する三十二年新法第三百十七条の三の三第一項に規定する申告書について適用する。	
13	三十二年新法附則第四十四条の二第六項から第十項までの規定は、平成三十二年以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、平成三十一年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。	
14	附則第一条第五号に掲げる規定による改正後の地方税法の規定中個人の市町村民税に関する部分は、平成三十三年以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、平成三十二年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。	
15	(固定資産税に関する経過措置)	
16	別段の定めがあるものを除き、新法の規定中固定資産税に関する部分は、平成三十一年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成三十一年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。	
17	現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第八十三号、第四項において「平成二十三年改正法」という)の施行の日の翌日から平成三十一年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五条第四項に規定する家屋に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。	

母に掲げる規定の施行の日

55 第四十六項後段の規定の適用を受けている内国法人につき、第五十三項の届出書の提出又は法人税法第七十五条の四第三項若しくは第六項（同法第八十一条の二十四の三第二項において準用する場合を含む。）の処分があつたときは、これらの届出書の提出又は処分があつた日の翌日以後の第四十六項後段の期間内に行う第四十二項の申告については、第四十六項後段の規定は、適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項後段の書類を提出したときは、この限りでない。

56 総務大臣は、第七百九十条の二の規定による報告があつた場合において、地方税関係手続用電子情報処理組織の故障その他の理由により、第四十二項の内国法人で同項の規定により同項の申告を行うことが困難であると認められるものが多数に上ると認めるときは、同項の規定を適用しない。総務大臣は、前項の規定による指定をしたときは、直ちに、その旨を告示するとともに、市町村長及び機密に通知しなければならない。

57 総務大臣は、前項の規定による指定をしたときは、直ちに、その旨を告示するとともに、市町村長及び機密に通知しなければならない。

58 前項の規定による告示があつたときは、第四十六項の規定にかかわらず、総務大臣が第五十六項の規定により指定する期間内に行う第四十二項の申告については、同項から第四十五項までの規定は、適用しない。

第四十条のうち、地方税法附則第五条の四第一項第三号及び第六項第三号並びに第五条の四の二第一項第二号及び第六項第二号の改正規定中「第六項第二号」を「第五項第二号」に改め、同法附則第九條第十七項を改め、同条に一項を加える改正規定を次のように改める。

附則第九條第十七項中「第七十二條の三十三第二項」を「第七十二條の三十一第二項」に改め、同条に次の一項を加える。

23 電気事業法第二条第一項第九号に規定する一般送配電事業者が、原子力損害の賠償に関する法律（昭和三十六年法律第四十七号）第二条第二項に規定する原子力損害の賠償に要する金銭に相当する金額として総務省令で定める金額及び電気事業法第六十六条第一項に規定する原子力発電工作物の廃止に要する金銭に相当する金額として総務省令で定める金額を同法第二条第一項第十五号に規定する発電事業者で総務省令で定めるものに交付する場合における第七十二條の十二第二号の各事業年度の収入金額は、平成三十二年四月一日から平成三十七年三月三十一日までの間に開始する各事業年度の事業税に限り、第七十二條の二十四の二第一項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した収入金額から政令で定める金額を控除した金額による。

第四條のうち、地方税法附則第九條の五の改正規定中「第七十二條の八十九及び」を「第七十二條の八十九、第七十二條の八十九の三第一項後段及び第二項から第十三項まで並びに」に改め、「第二項前段、第七十二條の八十九の二の下に」、「第七十二條の八十九の三第一項前段」を加え、「第七百六十二條第一号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織」を「地方税関係手続用電子情報処理組織（第七百六十二條第一号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織をいう。次条において同じ。）」に改め、「第三項」の下に「及び次条第十二項」を加え、「その他総務省令で定める方法」を削り、「第三項」の下に「及び次条」を加え、同改正規定中同条の表第七十二條の八十九の二第三項の項の次に次のように加える。

第七十二條の八十九の三第一項前段	前条第一項の	消費税法第四十六條の三第一項の規定の適用を受けている
電気通信回線の故障、災害その他の理由により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合でかつ、同項の規定を適用しないことができる場合において	同項の規定によりその納税地を所轄する税務署長	

同項の規定を適用しないで納税申告書等を提出することについて同項に規定する譲渡課税府県の知事の承認を受けたときは、当該譲渡課税府県の知事

同項の申告

第十二條中地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）附則第三十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第九條の規定による廃止前の地方税法特別税等に関する暫定措置法第二十一条の次に一條を加える改正規定の次に次のように加える。

第二十一条中「第七十二條の三十三」を「第七十二條の三十一」に改める。

附則第一条第五号中「第十二條」の下に「（第七号に掲げる改正規定を除く。）」を加え、同条第七号中「並びに第九條」を「第九條」に、「附則第五条第二項」を「第十二條中地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）附則第三十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第九條の規定による廃止前の地方税法特別税等に関する暫定措置法第二十一条の改正規定並びに附則第五条第二項」に改める。

附則第八條第一項中「及び第七十二條の三十二」を「第七十二條の三十二及び第七十二條の三十二の二」に、「附則第九條第二十三項」を「附則第九條第二十三項」に改める。

附則第九條中「及び」を「並びに」に改め、「第七十二條の八十九の二」の下に「及び第七十二條の八十九の三第一項前段」を加える。

附則第二十三條第七項、第二十五條第七項及び第二十六條第七項中「から第三項まで又は第五項」を「第二項又は第四項」に改める。

（地方揮発油譲与税法の一部改正）

第六條 地方揮発油譲与税法（昭和三十年法律第百三十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「百分の五十八」を「百分の五百四十八」に改め、又は「は」の下に「当該を加え、あん分して」を「按分して」に改め、同条第二項中「あん分する」を「按分する」に改め、同条第三項中「によつて」を「により」に改め、同条第四項中「あん分して」に改め、同条第四項中「においては」を「には」に改め、同条第五項中「あん分して」を「按分して」に改め、同条に次の二項を加える。

7 地方揮発油譲与税の千分の五十五に相当する額は、都道府県に對し、当該都道府県が地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第百四十六條第一項若しくは第三項又は第百四十七條第一項若しくは第二項の規定により自動車税の種別割を課した自家用の乗用車（三輪の小型自動車であるもの及び同法第百七十七條の十七の規定により自動車税の種別割を免除したものを除く。次項において同じ。）の台数に按分して譲与するものとする。

8 前項の自家用の乗用車の台数は、総務省令で定めるところにより算定するものとする。

第三条第一項中「百分の四十二」を「千分の三百九十七」に、「あん分して」を「按分して」に改める。

第四条第一項中「時期に」を「譲与時期に」に、「当該下欄に定める」を「同表の下欄に掲げる」に、「百分の五十八」を「千分の五百四十八に相当する額を、同条第七項の規定により譲与すべきものについてはそれぞれ同表の下欄に掲げる額の千分の五十五」に、「百分の四十二」を「千分の三百九十七」に改め、同条第二項中「こと」を削り、「金額を超えて」を「額を超えて」に改める。

第七條の二第二号中「若しくは第四項若しくは同条第六項」を「第四項、第六項」に改め、「含む」の下に「若しくは第八項」を加える。

（自動車重量譲与税法の一部改正）

第七條 自動車重量譲与税法（昭和四十六年法律第九十号）の一部を次のように改正する。

第一条中「三分の一」を「千分の三百四十八」に改め、「同じ」の下に「及び都道府県」を加える。

- 3 道府県知事は、前項の申請書の提出があつた場合において、その申請に係る同項の事情が相当でないと認めるときは、その申請を却下することができる。
- 4 道府県知事は、第二項の申請書の提出があつた場合において、その申請につき第一項前段の承認又は前項の却下の処分をするときは、その申請をした事業者に対し、書面によりその旨を通知しなければならない。
- 5 第二項の申請書の提出があつた場合において、当該申請書に記載した第一項前段の規定による指定を受けようとする期間の開始の日までに同項前段の承認又は第三項の却下の処分がなかつたときは、その日においてその承認があつたものと、当該期間を第一項前段の期間として同項前段の規定による指定があつたものと、それぞれみなす。
- 6 道府県知事は、第一項前段の規定の適用を受けている事業者につき、地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難でなくなつたと認める場合には、同項前段の承認を取り消すことができる。
- 7 道府県知事は、前項の処分をするときは、その処分に係る事業者に対し、書面によりその旨を通知しなければならない。
- 8 第一項の規定の適用を受けている事業者は、前条第一項の申告につき第一項の規定の適用を受けることをやめようとするときは、その旨その他総務省令で定める事項を記載した届出書を同条第一項に規定する譲渡割課税道府県の知事に提出しなければならない。
- 9 第一項前段の規定の適用を受けている事業者につき、第六項の処分又は前項の届出書の提出があつたときは、これらの処分又は届出書の提出があつた日の翌日以後の第一項前段の期間内に行う前条第一項の申告については、第一項前段の規定は、適用しない。ただし、当該事業者が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。
- 10 第一項後段の規定の適用を受けている事業者につき、第八項の届出書の提出又は消費税法第四十六条の第三項若しくは第六項の処分があつたときは、これらの届出書の提出又は処分があつた日の翌日以後の第一項後段の期間内に行う前条第一項の申告については、第一項後段の規定は、適用しない。ただし、当該事業者が、同日以後新たに同項後段の書類を提出したときは、この限りでない。
- 11 総務大臣は、第七百九十条の二の規定による報告があつた場合において、地方税関係手続用電子情報処理組織の故障その他の理由により、前条第一項の事業者で同項の規定により同項の申告を行うことが困難であると認めるものが多数に上ると認めるときは、同項の規定を適用しないで納税申告書等を提出することができるとする期間を指定することができる。
- 12 総務大臣は、前項の規定による指定をしたときは、直ちに、その旨を告示するとともに、道府県知事及び機構に通知しなければならない。
- 13 前項の規定による告示があつたときは、第一項の規定にかかわらず、総務大臣が第十一項の規定により指定する期間内に行う前条第一項の申告については、同条の規定は、適用しない。
- 第四十六条のうち、地方税法第二百一十一条の八第四十二項を同条第四十六項とする改正規定中「同条第四十六項」を「同条第五十九項」に改め、同条第四十一項の次に四項を加える改正規定中「次の四項」を「次の十七項」に改め、同改正規定（同条第四十二項に係る部分に限る。）中「この項から第四十四項まで」を「この条」に改め、「とされている事項（第四十四項）」の下に「及び第四十五項」を、「記載されている事項（」の下に「以下この項及び」を加え、「その他総務省令で定める方法」を削り、「ならない」を「ならない。ただし、当該申告のうち添付書類に係る部分については、添付書類記載事項を記録した光ディスク、磁気テープその他の総務省令で定める記録用の媒体を市町村長に提出する方法により、行うことができる」に改め、同改正規定（同条第四十五項に係る部分に限る。）中「第四十二項」を「第四十二項本文」に改め、「申告は」の下に「申告書記載事項が」を加え、同改正規定に次のように加える。
- 46 第四十二項の内国法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することができると認められる場合において、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することについては、市町村長の承認を受けたときは、当該市町村長が指定する期間内に行う同項の申告については、同項から前項までの規定は、適用しない。法人税法第七十五条の四第二項（同法第八十一条の二十四の三第二項において準用する場合を含む。）以下この項において同じ。）の規定により同法第七十五条の四第二項の申請書を同項に規定する納税地の所轄税務署長に提出した第四十二項の内国法人が、同条第一項若しくは同法第八十一条の二十四の三第一項の承認を受け、又は同法第七十五条の四第三項（同法第八十一条の二十四の三第二項において準用する場合を含む。）第五十五項において同じ。）の却下の処分を受けていない旨を記載した総務省令で定める書類を、納税申告書の提出期限の前日までに、又は納税申告書に添付して当該提出期限までに、市町村長に提出した場合における当該税務署長が同法第七十五条の四第一項の規定により指定する期間（同条第五項の規定により当該期間として当該指定があつたものとみなされた期間を含む。）又は同法第八十一条の二十四の三第一項の規定により指定する期間（同条第二項において準用する同法第七十五条の四第五項の規定により当該期間として当該指定があつたものとみなされた期間を含む。）内に行う第四十二項の申告についても、同様とする。
- 47 前項前段の承認を受けようとする内国法人は、同項前段の規定の適用を受けることが必要となつた事情、同項前段の規定による指定を受けようとする期間その他総務省令で定める事項を記載した申請書に総務省令で定める書類を添付して、当該期間の開始の日（第十五日前まで）（同項に規定する理由が生じた日が第一項の規定による申告書（法人税法第七十四条第一項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人が、当該申告書の提出期限までに提出すべきものに限る。）又は第四項、第十九項若しくは第二十三項の規定による申告書の提出期限の十五日前の日以後である場合において、当該提出期限が当該期間内の日であるときは、当該開始の日まで）に、これを市町村長に提出しなければならない。
- 48 市町村長は、前項の申請書の提出があつた場合において、その申請に係る同項の事情が相当でないと認めるときは、その申請を却下することができる。
- 49 市町村長は、第四十七項の申請書の提出があつた場合において、その申請につき第四十六項前段の承認又は前項の却下の処分をするときは、その申請をした内国法人に対し、書面によりその旨を通知しなければならない。
- 50 第四十七項の申請書の提出があつた場合において、当該申請書に記載した第四十六項前段の規定による指定を受けようとする期間の開始の日までに同項前段の承認又は第四十八項の却下の処分がなかつたときは、その日においてその承認があつたものと、当該期間を第四十六項前段の期間として同項前段の規定による指定があつたものと、それぞれみなす。
- 51 市町村長は、第四十六項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難でなくなつたと認める場合には、同項前段の承認を取り消すことができる。
- 52 市町村長は、前項の処分をするときは、その処分に係る内国法人に対し、書面によりその旨を通知しなければならない。
- 53 第四十六項の規定の適用を受けている内国法人は、第四十二項の申告につき第四十六項の規定の適用を受けることをやめようとするときは、その旨その他総務省令で定める事項を記載した届出書を市町村長に提出しなければならない。
- 54 第四十六項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、第五十一項の処分又は前項の届出書の提出があつたときは、これらの処分又は届出書の提出があつた日の翌日以後の第四十六項前段の期間内に行う第四十二項の申告については、第四十六項前段の規定は、適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。

第四十七条の五 第四十七条の三の規定による改正後の地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律第八條第二項の規定は、平成三十二年度分の地方交付税に係る附則第三十七條の二の規定による改正後の地方交付税法第十四條の規定による基準財政収入額の算定から適用し、平成三十一年度分までの地方交付税に係る附則第三十七條の二の規定による改正前の地方交付税法第十四條の規定による基準財政収入額の算定については、なお従前の例による。

(地方税法等の一部を改正する法律の一部改正)

第五條 地方税法等の一部を改正する法律(平成三十年法律第三号)の一部を次のように改正する。

第四條 地方税法第七條の四第一項第一号の改正規定の次に次のように加える。

第二十条の五の二第二項中「認めるとき」の下に「当該通知が第五十三條第四十六項、第七十二條の三第二項、第七十二條の八十九の二第二項又は第三百二十一條の八第四十二項の申告である場合には、それぞれ第五十三條第六十項、第七十二條の三第二項、第七十二條の八十九の三第二項又は第三百二十一條の八第五十六項の規定による指定を行うことにより、これらの申告を消滅に行うことができる」と認めるときを加える。

第四條のうち、地方税法第五十三條第四十六項を同条第五十項とする改正規定中「同条第五十項」を「同条第六十三項」に改め、同条第四十五項の次に四項を加える改正規定中「次の四項」を「次の十七項」に改め、同改正規定(同条第四十六項に係る部分に限る。)中「この項から第四十八項まで」を「この条」に改め、「とされている事項(第四十八項)」の下に「及び第四十九項」を、「記載されている事項」の下に「(以下この項及び)」を加え、「第七百六十二條第一号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織」を「地方税関係手続用電子情報処理組織(第七百六十二條第一号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。)」に改め、「第四十九項」の下に「及び第六十一項」を加え、「その他総務省令で定める方法」を削り、「ならない」「ならない」を、「ただし、当該申告のうち添付書類に係る部分については、添付書類記載事項を記録した光ディスク、磁気テープその他の総務省令で定める記録用の媒体を道府県知事に提出する方法により、行うことができる」に改め、同改正規定(同条第四十九項に係る部分に限る。)中「第四十六項」を「第四十六項本文」に改め、「申告は」の下に「申告書記載事項」を加え、同改正規定に次のように加える。

50 第四十六項の内国法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、同項の規定を適用しないので納税申告書を提出することができると認められる場合において、同項の規定を適用しないので納税申告書を提出することについて道府県知事の承認を受けたときは、当該道府県知事が指定する期間内に行う同項の申告については、同項から前項までの規定は、適用しない。法人税法第七十五條の四第二項(同法第八十一條の二十四の三第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定により同法第七十五條の四第二項の申請書を同項に規定する納税地の所轄税務署長に提出した第四十六項の内国法人が、同条第一項若しくは同法第八十一條の二十四の三第二項の承認を受け、又は同法第七十五條の四第三項(同法第八十一條の二十四の三第二項において準用する場合を含む。第五十九項において同じ。)の却下の処分を受けていない旨を記載した総務省令で定める書類を、納税申告書の提出期限の前日までに、又は納税申告書に添付して当該提出期限までに、道府県知事に提出した場合における当該税務署長が同法第七十五條の四第一項の規定により指定する期間(同条第五項の規定により当該期間として当該指定があつたものとみなされた期間を含む。又は同法第八十一條の二十四の三第一項の規定により指定する期間(同条第二項において準用する同法第七十五條の四第五項の規定により当該期間として当該指定があつたものとみなされた期間を含む。)内)を行う第四十六項の申告についても、同様とする。

51 前項前段の承認を受けようとする内国法人は、同項前段の規定の適用を受けることが必要となつた事情、同項前段の規定による指定を受けようとする期間その他総務省令で定める事項を記載した申請書に総務省令で定める書類を添付して、当該期間の開始の日(十五日)前まで(同項に規定する理由が生じた日が第一項の規定による申告書(法人税法第七十四條第一項の規定

により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人が、当該申告書の提出期限までに提出すべきものに限る。又は第四項、第十九項若しくは第二十三項の規定による申告書の提出期限の十五日(前)の日以後である場合において、当該提出期限が当該期間の日であるときは、当該開始の日まで)に、これを道府県知事に提出しなければならない。

52 道府県知事は、前項の申請書の提出があつた場合において、その申請に係る同項の事情が相当でないとき、その申請を却下することができる。

53 道府県知事は、第五十一項の申請書の提出があつた場合において、その申請につき第五十項前段の承認又は前項の却下の処分をするときは、その申請をした内国法人に対し、書面によりその旨を通知しなければならない。

54 第五十一項の申請書の提出があつた場合において、当該申請書に記載した第五十項前段の規定による指定を受けようとする期間の開始の日までに同項前段の承認又は第五十二項の却下の処分がなかつたときは、その日においてその承認があつたものと、当該期間を第五十項前段の期間として同項前段の規定による指定があつたものと、それぞれみなす。

55 道府県知事は、第五十項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難でなくなつたと認める場合には、同項前段の承認を取り消すことができる。

56 道府県知事は、前項の処分をするときは、その処分に係る内国法人に対し、書面によりその旨を通知しなければならない。

57 第五十項の規定の適用を受けている内国法人は、第四十六項の申告につき第五十項の規定の適用を受けることをやめようとするときは、その旨その他総務省令で定める事項を記載した届出書を道府県知事に提出しなければならない。

58 第五十項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、第五十五項の処分又は前項の届出書の提出があつたときは、これらの処分又は届出書の提出があつた日の翌日以後の第五十項前段の期間内に行う第四十六項の申告については、第五十項前段の規定は、適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。

59 第五十項後段の規定の適用を受けている内国法人につき、第五十七項の届出書の提出又は法人税法第七十五條の四第三項若しくは第六項(同法第八十一條の二十四の三第二項において準用する場合を含む。)の処分があつたときは、これらの届出書の提出又は処分があつた日の翌日以後の第五十項後段の期間内に行う第四十六項の申告については、第五十項後段の規定は、適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項後段の書類を提出したときは、この限りでない。

60 総務大臣は、第七百九十九條の二の規定による報告があつた場合において、地方税関係手続用電子情報処理組織の故障その他の理由により、第四十六項の内国法人で同項の規定により同項の申告を行うことが困難であると認めるものが多数に上ると認めるときは、同項の規定を適用しないので納税申告書を提出することができると認める期間を指定することができる。

61 総務大臣は、前項の規定による指定をしたときは、直ちに、その旨を告示するとともに、道府県知事及び機構に通知しなければならない。

62 前項の規定による告示があつたときは、第五十項の規定にかかわらず、総務大臣が第六十項の規定により指定する期間内に行う第四十六項の申告については、同項から第四十九項までの規定は、適用しない。

第四條のうち、地方税法第七十二條の三十三を同法第七十二條の三十一とし、同条の次に一條を加える改正規定中「一條」を「二條」に改め、同改正規定(同法第七十二條の三十二第二項に係る部分に限る。)中「この項から第三項まで」を「この条及び次条」に改め、「とされている事項(第三項)」の下に「及び第四項」を、「記載されている事項」の下に「(以下この項及び)」を加え、「第七百六十二條第一号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織」を「地方税関係手続用電子情報処理組織(第七百六十二條第一号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織をいう。次条にお

第二条のうち、地方税法第百四十五条の改正規定中「第八十条第一号イ」を「第百四十七条第一号イ」に、「第七十八條第一項」を「第百四十五条第一項」に改め、同法第百五十一条の二の改正規定中「(「条例の」を「条例で」に)を削り、同法第四百四十二条第四号の改正規定中「(「のうち」を「のうち」を「(「のうち」で「二輪自動車」を「のうち、二輪のもの」に改め、同条に二号を加える改正規定中「第八十条第一号イ」を「第百四十七条第一号イ」に、「第七十八條第一項」を「第百四十五条第一項」に改め、同法第四百四十四条第三項の改正規定中「(「輕自動車等の」を「掲げる」に改め、同法第七百三十四条第三項の次に一項を加える改正規定中「相当する額に」を「相当する額(第七十二条の二十四の七第七項の規定により同条第一項から第三項までに規定する標準税率(以下この項において「標準税率」という)を超える税率で事業税を課する場合には、都に納付された法人の行う事業に対する事業税の額に相当する額から当該額に都が標準税率を超えて課する部分に相当する額の割合として政令で定めるところにより算定した率を乗じて得た額を控除した額)に第七十二条の七十六に規定する」に改め、同法附則第十二条の三第一項の改正規定中「有しないものをいう。以下この条を「有しないものをいう。次項第一号」に、「第一項第二号」に、「第二項第三号」を「次項第三号」に改め、「一般乗合用バス」に)の下に、「平成三十一年度分」を「当該各号に定める年度以後の年度分」に)を加え、同項第一号の改正規定中「(初回新規登録」に)の下に、「もの」を「もの 初回新規登録を受けた日から起算して十四年を経過した日の属する年度」に)を加え、同項第二号の改正規定中「(初回新規登録」に)の下に、「もの」を「もの 初回新規登録を受けた日から起算して十二年を経過した日の属する年度」に)を加え、同条第二項の改正規定を削り、同条第三項から第五項までを削る改正規定中「同条第三項から第五項まで」を「同条第二項及び第三項」に改め、同法附則第三十条第一項の改正規定中「(電気」を「平成三十一年三月三十一日までに初めて道路運送車両法第六十条第一項後段の規定による車両番号の指定(次項から第四項までにおいて「初回車両番号指定」という)を受けた」を削り、「電気」に、「第三項第一号」を「次項第一号」に、初めて道路運送車両法第六十条第一項後段の規定による「」の第四百四十四条第三項に規定する」に改め、「(以下この条において「初回車両番号指定」という)を削り」を「平成三十一年度分」を「当該輕自動車が最初の第四百四十四条第三項に規定する車両番号の指定を受けた月から起算して十四年を経過した月の属する年度以後の年度分」に改め)に改め、同条第二項を改め、同条第三項から第六項までを削る改正規定を次のように改める。

附則第一条第五号の三中「及び第三十七条の三第一項、第四十七
条の二及び第四十七条の四」に改め、同条第五号の四中「第四十八
条まで」を「第四十七條まで、
第四十八條」に改め、同条第五号の五中「及び第三十八條」を「
第三十八條、第四十七條の三及
び第四十七條の五」に改め、同条第十五号中「附則第六條第六
項」を「附則第六條第五項」に改め

附則第六條第一項を削り、同条第三項中「第四項まで」を「第三項まで」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項を同条第二項とし、同条第四項から第六項までを一項ずつ繰り上げる。

附則第十四条第四項中「前項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 附則第一条第五号の四に掲げる規定の施行の日以後に納税義務が発生した者に課する平成三十一年度分の自動車税の種別割に係る三十二年新法第七十七条の十第四項の規定の適用については、同項ただし書中、「この項」とあるのは「この項」と、「とき」とあるのは「とき、又は変更」前の所有者が地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）第二条の規定による改正前の地方税法（以下この項において「平成二十八年改正前の地方税法」という。第百四十六条その他の法令の規定に基づき当該自動車に対して平成二十八年改正前の地方税法に規定する自動車税を課されないとき」とする。

附則第三十五條のうち地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百八十二条第二項の改正規定中「同条第四項に規定する」を（同法第七十二条の二十四の七項の規定により同条第一項から第三項までに規定する標準税率を超える税率で事業税を課する場合）は、法人の行う事業に対する事業税の収入額に相当する額から当該額に同法第七百三十四条第四項に規定する政令で定めるところにより算定した率を乗じて得た額を控除した額）に同項に規定する」に改める。

に」とあるのは「収入額（平成三十一年十月一日から平成三十二年三月三十一日までに納付された）に」に改める。

附則第三十七條の二のうち地方交付税法（昭和二十五年法律第二百一十一号）第十四条第三項の表道府県の項の改正規定中「第十六号」を「第十七号」に改める。

中「新地方交付税法」を「地方交付税法」に、「新地方交付税法第十四条」を「同法第十四条」に改める。

附則第三十八條第三項の表第一項の項中「附則第六條第二項」に改め、同條第四項の表第一項及び同條第五項の表第一項の項中「附則第六條第四項」を「附則第六條第三項」に改める。

附則第四十六條の次に次の一條を加える
(自動車重量課税法の一部改正)

第四十六條の二 自動車重量課税法（昭和四十六年法律第九十号）の一部を次のように改正する。

第二条の二 第一項（「第四百五十五条第一項又は第三項」を「第四百四十六條第一項若しくは第三項又は第四百四十七條第一項若しくは第二項」に改め、「自動車税」の下に「の種別割」を加え、「第四百二十二條」を「第四百七十七條の十七」に改める。

附則第四十七條の次に次の見出し、二条、見出し及び二条を加える。
(地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律の一部改正)

第四十七條の二 地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号）の一部を次のように改正する。

第八條第一項中「自動車取得税交付金」及び「軽油引取税交付金」を「環境性能割交付金」に改め、同条第二項中「付金」を「十四 軽油引取税交付金」とし、前年度の軽油引取税交付金の交付額

を
十五 環境性能割交付金
当該年度の環境性能割交付金の交付見込

に、「十四の二」を「十五の二」に改める。

第四十七条の三 地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律の一部を次のように改正する。

第八條第二項中、「十二」を「十一」に、「十二の二」を「十一の二」に、「当該年度の環境性能割交付金の交付見込額として総務大臣が定める額」を「前年度の環境性能割交付金の交付額」に改める。

(地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律の一部改正に伴う経過措置)
第四十七條の四 第四十七條の二の規定による改正後の地方特例交付金等の地方財政

関する法律第八条の規定は、平成三十一年度分の地方交付税に係る地方交付税法第十四条の規定による基準財政収入額の算定から適用し、平成三十年度分までの地方交付税に係る附則第三十七条の規定による改正前の地方交付税法第十四条の規定による基準財政収入額の算定については、なお従前の例による。

第五十五条の四第一項中「及び次条において」を「及び同条において」に、「第六十八条の八十八第二十二項第一号」を「第六十八條の八十八第二十八項第一号」に改め、同項ただし書中「第六十八條の八十八第二十二項第一号」を「第六十八條の八十八第二十八項第一号」に改める。

第五十五条の五第一項中「第六十八條の八十八第二十二項第一号」を「第六十八條の八十八第二十八項第一号」に改める。

第七十二条の三十九の二第二項及び第七十二条の三十九の三第一項中「第六十六條の四第二十一項第一号」を「第六十六條の四第二十七項第一号」に改める。

第七十二条の三十九の四第一項中「及び次条において」を「及び同条において」に、「第六十八條の八十八第二十二項第一号」を「第六十八條の八十八第二十八項第一号」に改め、同項ただし書中「第六十八條の八十八第二十二項第一号」を「第六十八條の八十八第二十八項第一号」に改める。

第七十二条の三十九の五第一項中「第六十八條の八十八第二十二項第一号」を「第六十八條の八十八第二十八項第一号」に改める。

第七十二条の五十七の二第二項中「及び次条において」を「及び同条において」に、「あつた場合（次条）」を「あつた場合（同条）」に、「第四十条の三の三第十六項第一号」を「第四十条の三の三第二十二項第一号」に改める。

第七十二条の五十七の三第一項中「第四十条の三の三第十六項第一号」を「第四十条の三の三第二十二項第一号」に改める。

第七十三条の二十七の六の見出し中「農地利用集積円滑化団体等」を「農地中間管理機構」に改め、同条第一項中「農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第十四条の十四に規定する農地利用集積円滑化団体又は」及び「以下この項において「農地利用集積円滑化団体等」という。」を削り、「第四條第三項第一号ロに規定する農地売買等事業又は同法」を「昭和五十五年法律第六十五号」に改め、「それぞれ」を削り、「当該期間」を「当該貸付期間」に改め、「取得するものを除く」の下に、「以下この項において「農地売買事業」という」を加え、「あつては」を「には」に、「これらの土地の取得の日」を「同日」に、「土地改良法による」を「土地改良法第二條第二項に規定する」に、「同法第二條第二項第二号」を「同項第二号」に、「当該事業」を「当該農地売買事業」に、「当該農地利用集積円滑化団体等」を「当該農地中間管理機構」に改め、同条第二項中「定める」を「規定する」に、「には、当該取得の日」を「には、同日」に改める。

第七百七十七條の六第一項中「百分の四十七」を「百分の四十三」に改める。

第七百九十五條第一項第二号中「又は寡夫」を「寡夫又は単身児童扶養者」に改める。

第七百九十七條の二第一項第八号を同項第九号とし、同項第七号の次に次の一号を加える。

八 当該申告書を提出する者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨

第三百二十一條の七の十三第一項中「及び次条において」を「及び同条において」に、「あつた場合（次条）」を「あつた場合（同条）」に、「第四十条の三の三第十六項第一号」を「第四十条の三の三第二十二項第一号」に改める。

第三百二十一條の七の十四第一項中「第四十条の三の三第十六項第一号」を「第四十条の三の三第二十二項第一号」に改める。

第三百二十一條の十一の二第一項中「第六十六條の四第二十一項第一号」を「第六十六條の四第二十七項第一号」に改める。

第三百二十一條の十一の三第一項中「第六十八條の八十八第二十二項第一号」を「第六十八條の八十八第二十八項第一号」に改める。

附則第十條に次の一項を加える。

6 道府県は、農地中間管理事業の推進に関する法律第二條第四項に規定する農地中間管理機構が農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律（平成三十一年法律第 号。以下この項において「農地中間管理事業法等改正法」という。）附則第一條第二号に掲げる規定の

施行の際現に存する農地中間管理事業法等改正法第二條の規定による改正前の農業経営基盤強化促進法第十一條の十四に規定する農地利用集積円滑化団体から農地中間管理事業法等改正法附則第三條第一項の規定により農用地等（農業経営基盤強化促進法第四條第一項に規定する農用地等をいう。）を取得した場合には、第七十三條の二第一項の規定にかかわらず、当該農用地等の取得に対しては、不動産取得税を課することができない。

附則第十二條の三に次の一項を加える。

4 第二項（第四号及び第五号を除く。）に掲げる自動車のうち、自家用の乗用車に対する第七十七條の七第一項の規定の適用については、当該自家用の乗用車が平成三十三年四月一日から平成三十四年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には平成三十四年度分の自動車税の種別割に限り、当該自家用の乗用車が平成三十四年四月一日から平成三十五年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には平成三十五年度分の自動車税の種別割に限り、第二項の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

附則第十二條の四第四項及び第五項を削る。

附則第十二條の五第一項中「若しくは第三項又は前條第四項若しくは第五項」を「から第四項まで」に改める。

附則第十五條第四十三項中「取得した土地」の下に「農業振興地域の整備に関する法律第六條第一項の規定により指定された農業振興地域の区域内にあるものに限る。」を加える。

附則第三十條第一項中「第四項」を「第五項」に改め、同条に次の一項を加える。

5 第二項に掲げる三輪以上の軽自動車のうち、自家用の乗用のものに対する第四百六十三條の十五第一項の規定の適用については、当該軽自動車（平成三十三年四月一日から平成三十四年三月三十一日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成三十四年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車（平成三十四年四月一日から平成三十五年三月三十一日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成三十五年度分の軽自動車税の種別割に限り、第二項の表の上欄に掲げる同条第一項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

附則第三十條の二第二項中「第四項までの」を「第五項までの」に改める。

（地方税法等の一部を改正する等の法律の一部改正）

第四條 地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）の一部を次のように改正する。

第二條のうち、地方税法の目次の改正規定中「第百四十五條―第百七十七條の五」を「第百四十五條―第百七十七條」に改め、同法第七十二條の七十一から第七十二條の七十六までを改める改正規定（同条に係る部分に限る。）中「当該道府県に納付された法人の行う事業に対する事業税の額に相当する」を「次の各号に掲げる道府県の区分に応じ、当該各号に定める」に改め、同改正規定に次のように加える。

一 第七十二條の二十四の七第七項の規定により同条第一項から第三項までに規定する標準税率（以下この号において「標準税率」という。）を超える税率で事業税を課する道府県 当該道府県に納付された法人の行う事業に対する事業税の額に相当する額から当該額に当該道府県が標準税率を超えて課する部分に相当する額の割合として政令で定めるところにより算定した率を乗じて得た額を控除した額

二 前号に掲げる道府県以外の道府県 当該道府県に納付された法人の行う事業に対する事業税の額に相当する額

第二十四条の五第一項第二号中「又は寡夫」を、「寡夫又は單身児童扶養者」に改める。
第四十五条の二第一項第八号を同項第九号とし、同項第七号の次に次の一号を加える。
八 当該道府県民税に関する申告書を提出する者が單身児童扶養者に該当する場合には、その旨第五十五条の第一項及び第五十五条の三第一項中「第六十六条の四第二十一項第一号」を「第六十六条の四第二十七項第一号」に改める。

3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額にこれに百分の十の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十一条の規定により適用される場合を含む。

- 3 定置場所所在道府県の知事は、当分の間、第一項の規定により当該定置場所所在道府県が行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に關し、三輪以上の軽自動車が第四百四十六條第一項（同条第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）又は第四百五十一條第一項若しくは第二項（これらの規定を同条第四項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）に規定する窒素酸化物の排出量又はエネルギー消費効率率についての基準（以下この項において「窒素酸化物排出量等基準」という。）につき第四百四十六條第一項又は第四百五十一條第一項若しくは第二項の規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車（以下この項において「非課税対象車等」という。）に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（申請に基づき国土交通大臣が行った三輪以上の軽自動車についての認定又は評価であつて、当該認定又は評価の事実に基づき三輪以上の軽自動車が窒素酸化物排出量等基準につき非課税対象車等に該当するかどうかの判断をすることが適当であるものとして総務省令で定めるもの）をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。
- 4 定置場所所在道府県の知事は、当分の間、第一項の規定により当該定置場所所在道府県が賦課徴収を行う軽自動車税の環境性能割につき、その納付すべき額について不足額があることを附則第二十九條の十二第一項の規定により読み替へられた第四百五十四條第一項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限）後において知つた場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他の不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他の不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般継承人を当該不足額に係る三輪以上の軽自動車について附則第二十九條の十一の規定によりその例によることとされた第六百六十一條第一項に規定する申告書を提出すべき当該三輪以上の軽自動車の取得者とみなして、第一項の規定によりその例によることとされた第六百六十八條第二項の規定その他の軽自動車税の環境性能割に關する規定（第一項の規定によりその例によることとされた第六百七十一條及び第六百七十二條の規定を除く。）を適用する。
- 5 前項の規定の適用がある場合における第一項の規定によりその例によることとされた第六百六十八條第二項の規定による決定により納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、前項の不足額に、これに百分の十の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。
- 6 第四項の規定の適用がある場合における第十七條の五第一項及び第十八條第一項の規定の適用については、第十七條の五第一項中「五年」とあるのは「七年」と、第十八條第一項中「五年間」とあるのは「七年間」とする。
附則第二十九條の十八に次の一項を加える。
- 3 自家用の三輪以上の軽自動車であつて乗用のものに対する第四百五十一條第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）及び前項の規定の適用については、当該軽自動車の取得が特定期間に行われたときに限り、これらの規定中「百分の二」とあるのは「百分の一」とする。
附則第三十條中「電気軽自動車をいう」の下に、「次項第一号において同じ。」を加え、「同項第二号」を「同条第一項第二号」に改め、「天然ガス軽自動車をいう」の下に、「次項第二号において同じ。」を、「指定」の下に（次項から第四項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を加え、同条に次の三項を加える。
- 2 次に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第四百六十三條の十五第一項の規定の適用については、当該軽自動車が平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成三十二年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が平成三十二年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成三十三年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の上欄に掲げる同項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

二 天然ガス軽自動車のうち、道路運送車両法第四十一條の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた第四百四十六條第一項第二号イに規定する排出ガス保安基準で総務省令で定めるものに適合するもの又は同号ロに規定する平成二十一年天然ガス車基準（以下この号において「平成二十一年天然ガス車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成二十一年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えないもので総務省令で定めるもの		三 次に掲げる第四百四十六條第一項第三号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）のうち、三輪以上のものに対する第四百六十三條の十五第一項の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成三十二年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が平成三十三年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成三十三年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の上欄に掲げる同項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。	
第二号ロ	三千九百円	千円	二 乗用の軽自動車のうち、窒素酸化物の排出量が第四百四十六條第一項第三号イ(i)に規定する平成三十年ガソリン軽自動車基準（次号及び次項において「平成三十年ガソリン軽自動車基準」という。）に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が同条第一項第三号イ(ii)に規定する平成十七年ガソリン軽自動車基準（次号及び次項において「平成十七年ガソリン軽自動車基準」という。）に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであつて、エネルギー消費効率率が同条第一項第三号イ(ii)に規定する平成三十二年基準エネルギー消費効率率（次項第一号において「平成三十二年基準エネルギー消費効率率」という。）に百分の百三十五を乗じて得た数値以上のもので総務省令で定めるもの
第二号ハ(i)	六千九百円	千八百円	二 貨物用の軽自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽自動車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽自動車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであつて、エネルギー消費効率率が第四百四十六條第一項第三号ロ(ii)に規定する平成三十二年基準エネルギー消費効率率（次項第二号において「平成三十二年基準エネルギー消費効率率」という。）に百分の百三十五を乗じて得た数値以上のもので総務省令で定めるもの
第二号ハ(ii)	一万八百万円	二千七百円	
第二号ハ(iii)	三千八百円	千円	
第二号ハ(ii)	三千八百円	千三百円	
第二号ハ(iii)	五千円	二千五百円	

第八号	七万六千五百円	八万七千九百円
第九号	八万八千円	十万千二百円
第十号	十一万千円	十二万七千六百円

4 第二項の規定の適用を受ける自家用の乗用車のうち、前条第二項各号に掲げるものに対する第一項の規定の適用については、当該自家用の乗用車が平成三十一年度分の自動車税の種別割（第百七十七条の十第一項又は第二項の規定により当該自家用の乗用車の所有者に対して月割をもつて課されるものに限り、当該自家用の乗用車が平成三十一年四月一日から同年九月三十日までまでの間に初回新規登録を受けた場合には平成三十一年度分の自動車税の種別割に限り、次の表の上欄に掲げる第一項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一号	二万九千五百円	七千五百円
第二号	三万四千五百円	九千円
第三号	三万九千五百円	一万円
第四号	四万五千円	一万千五百円
第五号	五万千円	一万三千円
第六号	五万八千円	一万四千五百円
第七号	六万六千五百円	一万七千円
第八号	七万六千五百円	一万九千五百円
第九号	八万八千円	二万二千円
第十号	十一万千円	二万八千円

5 第一項の規定の適用を受ける自家用の乗用車のうち、前条第三項各号に掲げるものに対する第一項の規定の適用については、当該自家用の乗用車が平成三十一年度分の自動車税の種別割（第百七十七条の十第一項又は第二項の規定により当該自家用の乗用車の所有者に対して月割をもつて課されるものに限り、当該自家用の乗用車が平成三十一年四月一日から同年九月三十日までまでの間に初回新規登録を受けた場合には平成三十一年度分の自動車税の種別割に限り、次の表の上欄に掲げる第一項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一号	二万九千五百円	一万五千円
第二号	三万四千五百円	一万七千五百円
第三号	三万九千五百円	二万円
第四号	四万五千円	二万二千五百円
第五号	五万千円	二万五千五百円
第六号	五万八千円	二万九千円

第七号	六万六千五百円	三万三千五百円
第八号	七万六千五百円	三万八千五百円
第九号	八万八千円	四万四千円
第十号	十一万千円	五万五千五百円

（自動車税の種別割の賦課徴収の特例）

第十二条の五 道府県知事は、自動車税の種別割の賦課徴収に関し、自動車税が附則第十二条の第三項又は第三項に規定する窒素酸化物の排出量又はエネルギー消費効率についての基準（以下この項において「窒素酸化物排出量等基準」という。）につき同条第二項若しくは第三項又は前条第四項若しくは第五項の規定の適用を受ける自動車（以下この項において「減税対象車」という。）に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（申請に基づき国土交通大臣が行った自動車についての認定又は評価であつて、当該認定又は評価の事実に基づき自動車税が窒素酸化物排出量等基準につき減税対象車に該当するかどうかの判断をすることが適当であるものとして総務省令で定めるものをいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2 道府県知事は、納付すべき自動車税の種別割の額について不足額があることを第百七十七条の九の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限）後において知つた場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他の不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他の不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことに係るものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る自動車の所有者とみなして、自動車税の種別割に関する規定（第百七十七条の十三から第百七十七条の十五までの規定を除く。）を適用する。

3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに百分の十の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

4 第二項の規定の適用がある場合における第百七十七条の五第三項、第百七十七条の五第四項及び第百七十七条の五第五項の規定の適用については、第百七十七条の五第三項中「三年」とあるのは「七年」と、第百七十七条の五第四項中「五年間」とあるのは「七年間」と、第百七十七条の五第五項中「納期限の延長があつた場合には、その延長された納期限とする。以下この款において同じ」とあるのは「附則第十二条の五第二項の規定の適用がないものとした場合の当該自動車の所有者についての自動車税の種別割の納期限とし、当該納期限の延長があつた場合には、その延長された納期限とする。以下この項において同じ」とする。

5 前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用がある場合における自動車税の種別割に関する規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

附則第二十九条の八の次に次の一条を加える。

（軽自動車税の環境性能割の非課税）

第二十九条の八の二 市町村は、第百五十一條第一項第一号（同条第四項において準用する場合を含む。）に掲げる三輪以上の軽自動車（自家用のものに限り、以下この条において同じ。）に対しては、当該三輪以上の軽自動車の取得が平成三十一年十月一日から平成三十二年九月三十日までの間（附則第二十九条の十八第三項において「特定期間」という。）に行われたときに限り、第四百四十三条第一項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課することができない。

附則第二十九条の九に次の四項を加える。

口 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの
(1) 次のいずれかに該当すること。
(i) 平成三十年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分之一を超えないこと。
(ii) 平成十七年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。
(2) エネルギー消費効率が平成三十二年基準エネルギー消費効率以上であること。

第百五十七条第四項中「及び口」を「から八まで」に、「第一号イ」を「第一号イから八までに」に改め、同項の表第一号イ(3)の項中「第一項第一号イ(3)」を「第一項第一号イ(2)」に、「次項第一号イ(3)」を「次項第一号」に改め、同項の次に次のように加える。

第一項第一号イ(2)	平成三十二年基準エネルギー消費効率に百分の百十	平成三十二年基準エネルギー消費効率に百分の百六十五
第二項第一号イ(2)	平成三十二年基準エネルギー消費効率に百分の百十	平成三十二年基準エネルギー消費効率に百分の百五十を乗じて得た数値
第二項第一号ハ(2)	平成三十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百十	平成三十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百三十八

第百七十七条の六第一項中「百分の六十五」を「百分の四十七」に改める。
第百七十七条の七第一項第一号ロ(1)中「二万九千五百円」を「二万五千円」に改め、同号ロ(2)中「三万四千五百円」を「三万五千円」に改め、同号ロ(3)中「三万九千五百円」を「三万六千円」に改め、同号ロ(4)中「四万五千円」を「四万三千五百円」に改め、同号ロ(5)中「五万五千円」を「五万」に改め、同号ロ(6)中「五万八千円」を「五万七千円」に改め、同号ロ(7)中「六万六千五百円」を「六万五千五百円」に改め、同号ロ(8)中「七万六千五百円」を「七万五千五百円」に改め、同号ロ(9)中「八万八千円」を「八万七千円」に改め、同号ロ(10)中「十一万千円」を「十一万円」に改める。

第百九十二条第一項第十二号の次に次の一号を加える。

十二の二 単身児童扶養者 児童扶養手当法第三十三条第一項に規定する児童で政令で定めるものについて同法第四十一条第一項に規定する児童扶養手当の支給を受けている当該児童と生計を一にする同法第三十三条第三項に規定する父又は母のうち、婚姻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていない者又は配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）の生死の明らかでない者で政令で定めるものをいう。

第三百十四条の二第二項第十一号中「この項及び第九項並びに第三百十四条の六」を「この款及び第三百十七条の二中第八項を第九項とし、第七項を第八項とし、第六項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。」に改める。

第六 第一項又は第四項の場合において、前年において支払を受けた給与で所得税法第百九十条の規定の適用を受けたものを有する第二百九十四条第一項第一号に掲げる者が、第一項の申告書を提出するときは、同項各号に掲げる事項のうち総務省令で定めるものについては、総務省令で定める記載によることができる。

第三百十七条の三の二の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第一項中「同項の」を「同項に規定する」に改め、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 当該給与所得者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨

第三百十七条の三の三の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第一項中「第二百三条の五第一項」を「第二百三条の六第一項」に改め、「ならない者」の下に「又はこの法律の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第二百三条の七の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける第二百九十四条第一項第一号に掲げる者であつて、扶養親族（控除対象扶養親族を除く。）を有する者若しくは単身児童扶養者である者」を加え、「同項の」を「所得税法第二百三条の六第一項に規定する」に、「同項に規定する公的年金等」を「公的年金等」に改め、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 当該公的年金等受給者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨

第三百十七条の三の三第二項中「第二百三条の五第二項」を「第二百三条の六第二項」に改め、同条第四項中「第二百三条の五第五項」を「第二百三条の六第六項」に改める。
第三百十七条の四第一項中「によつて」を「により」に、「同条第七項」を「同条第八項」に、「第八項」を「第九項」に改め、同条第二項及び第三項中「においては」を「には」に改める。
第三百十七条の五中「によつて」を「により」に、「同条第七項」を「同条第八項」に、「第八項」を「第九項」に改める。

第三百二十四条第一項中「によつて」を「により」に改め、同条第二項中「においては」を「には」に改め、同条第三項中「によつて」を「により」に改め、同条第四項中「においては」を「には」に改め、同条第五項中「によつて」を「により」に、「同条第七項」を「同条第八項」に、「第八項」を「第九項」に改め、同条第六項及び第九項中「においては」を「には」に改める。
第四百四十六條第一項第二号を次のように改める。

二 次に掲げる天然ガス軽自動車（専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる軽自動車）で総務省令で定めるものをいう。イ及びロにおいて同じ。

イ 道路運送車両法第四十一条の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（ロ及び次号イ(1)において「排出ガス保安基準」という。）で総務省令で定めるものに適合する天然ガス軽自動車

ロ 道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるもの（以下このロにおいて「平成二十一年天然ガス車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成二十一年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えない天然ガス軽自動車で総務省令で定めるもの

第四百四十六條第一項第三号イ(1)を次のように改める。

(1) 次のいずれかに該当すること。
(i) 道路運送車両法第四十一条の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるもの（ロ(1)及び第四百五十一条において「平成三十年ガソリン軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分之一を超えないこと。

(ii) 道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるもの（ロ(1)及び第四百五十一条において「平成十七年ガソリン軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

[illegible]

参考

(抜 粋)

地方税法等の一部を改正する法律をここに公布する。

御 名 御 璽

平成三十一年三月二十九日

内閣総理大臣 安倍 晋三

法律第二号

地方税法等の一部を改正する法律

(地方税法の一部改正)

第一条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

目次中「第七百九十条」を「第七百九十条の二」に改める。

第十七条の六第一項第四号中「第二十條の五の二」を「第二十條の五の二第一項若しくは第二項」に改める。

第二十條の五の二中「ときは」の下に「次項の規定の適用がある場合を除き」を加え、同条に次の二項を加える。

2 総務大臣は、第七百九十条の二の規定による報告があつた場合において、地方税関係手続用電子情報処理組織(第七百六十二条第一号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織をいう。以下この項において同じ。)の故障その他やむを得ない理由により、前項に規定する期限までに同項に規定する行為をすべき者であつて、当該期限までに当該行為のうち、地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構(次項において「機構」という。)を経由して行う同号イに掲げる通知の全部又は一部を行うことができないと認める者が多数に上ると認めるときは、対象となる行為、対象者の範囲及び期日を指定して当該期限を延長することができる。この場合において、延長後の期限は、当該理由がなくなつた日から二月を超えてはならない。

3 総務大臣は、前項の規定による指定をしたときは、直ちに、その旨を告示するとともに、地方団体の長及び機構に通知しなければならない。

第二十條の九の五第一項中「第二十條の五の二」を「第二十條の五の二第一項又は第二項」に改め、同条第二項中「次の各号の二」を「次の各号のいずれか」に、「掲げる」を「定める」に改め、同項第三号中「前各号の二」を「前二号のいずれか」に改める。

第三十七條の二第一項中「第一号に掲げる寄附金」を「特例控除対象寄附金」に、「寄附金の額の合計額が」を「特例控除対象寄附金の額の合計額が」に改め、同項第一号中「特別区」の下に「以下この条において「都道府県等」という。」を加え、同項第四号中「第三項」を「第十二項」に改め、同条第五項を第十四項とし、第四項を第十三項とし、第三項を第十二項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に、「同項第一号に掲げる寄附金」を「特例控除対象寄附金」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第一項の次に次の九項を加える。

2 前項の特例控除対象寄附金とは、同項第一号に掲げる寄附金(以下この条において「第一号寄附金」という。)であつて、都道府県等による第一号寄附金の募集の適正な実施に係る基準として総務大臣が定める基準(都道府県等が返礼品等(都道府県等が第一号寄附金の受領に伴い当該第一号寄附金を支出した者に対して提供した物品、役務その他これらに類するものとして総務大臣が定めるものをいう。以下この項において同じ。)を提供する場合に、当該基準及び次に掲げる基準)に適合する都道府県等として総務大臣が指定するものに対するものをいう。

一 都道府県等が個別の第一号寄附金の受領に伴い提供する返礼品等の調達に要する費用の額として総務大臣が定めるところにより算定した額が、いずれも当該都道府県等が受領する当該第一号寄附金の額の百分の三十に相当する金額以下であること。

二 都道府県等が提供する返礼品等が当該都道府県等の区域内において生産された物品又は提供される役務その他これらに類するものであつて、総務大臣が定める基準に適合するものであること。

3 前項の規定による指定(以下この条において「指定」という。)を受けようとする都道府県等は、総務省令で定めるところにより、第一号寄附金の募集の適正な実施に関し総務省令で定める事項を記載した申出書に、同項に規定する基準に適合していることを証する書類を添えて、これを総務大臣に提出しなければならない。

4 第六項の規定により指定を取り消され、その取消の日から起算して二年を経過しない都道府県等は、指定を受けることができない。

5 総務大臣は、指定をした都道府県等に対し、第一号寄附金の募集の実施状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

6 総務大臣は、指定をした都道府県等が第二項に規定する基準のいずれかに適合しなくなつたと認めるとき、又は前項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をしたときは、指定を取り消すことができる。

7 総務大臣は、指定をし、又は前項の規定による指定の取消し(次項及び第十項において「指定の取消し」という。)をしたときは、直ちにその旨を告示しなければならない。

8 総務大臣は、第二項に規定する基準若しくは同項の規定による定めの設定、変更若しくは廃止又は指定若しくは指定の取消しについては、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

9 第一項の場合において、第二項に規定する特例控除対象寄附金(第十一項において「特例控除対象寄附金」という。)であるかどうかの判定は、所得割の納税義務者が第一号寄附金を支出した時に当該第一号寄附金を受領した都道府県等が指定をされているかどうかにより行うものとする。

10 第二項から第八項までに規定するもののほか、指定及び指定の取消しに関し必要な事項は、政令で定める。

第四十五條の二第一項ただし書中「第二項」を「第十一項」に改める。

第五十三條第四十四項及び第四十五項並びに第七十二條の二十五第二項、第四項及び第十四項中「第二十條の五の二」を「第二十條の五の二第一項又は第二項」に改める。

第七十二條の二十七中「第二十條の五の二」を「第二十條の五の二第一項」に改め、「ところにより」の下に「又は同条第二項の規定により」を加える。

第五十一條の二中「及び」を「を行う場合において、同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用し、又は第七百四十七條の二第一項の規定により第七百六十二条第一号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構を経由して」に、「場合には」を「ときは」に、「条例の二」を「条例で」に改める。

第三十四條の七第一項中「第一号に掲げる寄附金」を「特例控除対象寄附金」に、「寄附金の額の合計額が」を「特例控除対象寄附金の額の合計額が」に改め、同項第一号中「特別区」の下に「以下この条において「都道府県等」という。」を加え、同項第四号中「第三項」を「第十二項」に改め、同条第五項を第十四項とし、第四項を第十三項とし、第三項を第十二項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に、「同項第一号に掲げる寄附金」を「特例控除対象寄附金」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第一項の次に次の九項を加える。

2 前項の特例控除対象寄附金とは、同項第一号に掲げる寄附金(以下この条において「第一号寄附金」という。)であつて、都道府県等による第一号寄附金の募集の適正な実施に係る基準として総務大臣が定める基準(都道府県等が返礼品等(都道府県等が第一号寄附金の受領に伴い当該第一号寄附金を支出した者に対して提供した物品、役務その他これらに類するものとして総務大臣が定めるものをいう。以下この項において同じ。)を提供する場合に、当該基準及び次に掲げる基準)に適合する都道府県等として総務大臣が指定するものに対するものをいう。

一 都道府県等が個別の第一号寄附金の受領に伴い提供する返礼品等の調達に要する費用の額として総務大臣が定めるところにより算定した額が、いずれも当該都道府県等が受領する当該第一号寄附金の額の百分の三十に相当する金額以下であること。